

(公印省略)

産 第 3 - 4 号

令和 3 年 4 月 2 3 日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太

( 産 業 経 済 部 )

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項について

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。標記について、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から事務連絡がありましたのでお知らせします。

本事務連絡の中では、記の 4 において、いわゆる「ゴールデンウィーク」における感染拡大防止に向けた取組強化として、特に「移動・往来、帰省」、「飲食店等」、「イベント・集客施設(遊園地・観光施設等)・伝統行事(お祭り等)」、「大規模小売店、商業施設」に係る留意事項が盛り込まれています。

貴団体におかれましては、当該内容について、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること)

担 当：危機管理課感染症対策調整係

T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 2 4 2 0

(その他)

担 当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係

T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 3 3 2 6